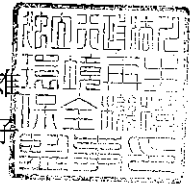




環機監第1号
平成27年6月23日

独立行政法人 環境再生保全機構
理事長 福井光彦 殿

独立行政法人 環境再生保全機構
監事 野口貴雄
監事 生田美弥子



平成26事業年度 監事監査報告書の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項並びに独立行政法人環境再生保全機構監事監査要綱（以下「監査要綱」という。）の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監査要綱の規定に従い、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人環境再生保全機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第3期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。

当該事業年度は第3期中期目標期間（平成26事業年度～平成30事業年度）の初年度と

して、同目標の着実な達成を意識して業務に取り組んでいると評価できる。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本方針」（平成25年12月24日閣議決定）において個別に措置を構わずべきとされた事業等に対し、当該事業等の見直し、体制の見直しなどの対応を適切に行っている。

また、平成26年8月22日付けで環境省独立行政法人評価委員会から通知された「平成25年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書」において示された事項に対して、当該事項の対応を適切に行っている。

さらに、平成25年度期末監事監査で監事から発した所感に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

① 統制環境

統制環境については、各種委員会等の活動を通じて、組織の連携機能の強化を推進するとともに、年度当初、下期開始時及び年初などにおける理事長訓示による経営の方針、職員への指示・期待の発信、理事長と職員各層との意見交換の場の継続運営など、統制環境の一層の充実化に取り組んでいる。

統制環境のさらなる充実のため、引き続き不断の努力を期待する。

② リスクの評価と対応

リスクの評価と対応についてはリスク管理委員会を中心に検討を進めている。平成23年度以降毎年全ての想定リスクに対して、リスクの評価（影響度や頻度）について見直しされており、平成26年度では機構全体で管理の徹底を図っていくことが必要と想定される「重要リスク」が再整理されている。

また、「重要リスク」に迅速に対応するための手段として、「事務事故等の報告制度」と「危機情報の報告制度」を導入する方針を定めるなど、内部統制の強化が図られている。

なお、平成26年度には、発災直後の業務のレベルの確保を目指し「ERCA業務継続計画」に基づいた「ERCA業務継続対応表」を作成している。

③ 統制活動

これまで、各種の規程等の整備、組織改革、業務分掌の変更等に積極的に取り組んできた。

平成26年度は、通則法の改正（平成26年6月13日）に伴う『「独立行政法人の業務の適

正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）の趣旨に則り、機構の業務方法書の改正（平成27年3月30日環境省変更認可）及び関連規程の整備・拡充を図っている。

なお、一部の規程等の整備については時間的制約もあり平成27年度に持ち越されたが、これらについても現在作業を着実に進めていることを確認している。

④ 情報と伝達

内部伝達： 機構内外の情報の集約のため、部課内部で報告体制の強化さらには各種委員会等を通じた組織間の連携強化を図っている。特に、平成26年7月からは、外部からの意見・要望対応をルール化し課長等から理事長まで「意見・要望・照会対応記録票」にて報告することを開始している。

外部伝達： 法令等で定められた情報提供を適確に行うとともに、ホームページ、新聞、その他各種広報媒体、講演会等を活用し、機構及び各事業の広報に努めている。

⑤ モニタリング

「日常的なモニタリング」として、理事会、役員懇談会を定期的開催することにより、情報の収集と対応を行っている。

また「独立的モニタリング」として、平成25年度から監査室の充実を図ったほか、契約事務の事前審査機能として契約手続審査委員会を定期的開催する等、継続してモニタリングの強化に努めている。

⑥ ICTへの対応

情報システムの利活用による業務の効率化、開発、管理、調達の一元管理化を実施し、情報システム全体最適化を進めている。

現在は機構全体の経理業務の効率化を図るため、経理システムの全面的再構築に取り組んでおり、その成果が期待される。

情報セキュリティについては、情報セキュリティ委員会を中心に、規程等の整備、データ外部保管、データセンター、クラウドサービスの活用さらにはサイバー攻撃対策の強化、外部への情報漏洩対策等に積極的に取り組んでいる。

3 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

- (1) 財務諸表は、法令及び業務方法書その他の諸規程等に従い、適正に処理されていると認められる。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の会計処理の状況を正しく示していると認められる。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認められる。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示していると認められる。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、平成 26 年人事院勧告の内容を踏まえ、平成 26 年度の給与について給与規程の改正を行っている。なお、同勧告における国家公務員の「給与制度の総合的見直し」の方針を踏まえ平成 27 年度からの給与について給与規程の改正等を行っている。（平成 27 年 3 月 31 日改正）

平成 26 年 6 月、平成 25 年度の人件費・給与水準適正化の検証結果、取組状況及びラスパイレス指数を公表している。ラスパイレス指数については、平成 23 年度までに対国家公務員指数を概ね 112 程度、また地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね 109 程度とする目標を平成 23 年度に達成し、それ以降更に適正化を図っている。

今後も引き続き、社会情勢を踏まえ十分説明責任の果たせる給与水準となるよう努めることを期待する。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約監視委員会による事前・事後の点検実施など、随意契約の適正化及び競争入札案件

における実質的な競争性の確保に努めている。

また、調達契約の一層の適正化を狙い、組織横断的に契約案件を事前審査する「契約手続審査委員会」を設置し、平成25年度から本格運用を開始するとともに、同委員会の審査を要しない少額随意契約案件についても、全件を経理部において審査することとしている。

この結果、平成26年度は80件契約中、競争性の無い随意契約は0件、一者応札は5件であった。

今後も国費により運営される組織として、調達契約の適正化に適切な説明責任を果たせる状況を維持していくことを期待する。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の月額支給額は役員報酬規程に定められており、月額支給額以外の業績給は独立行政法人評価委員会における評価結果に基づき適正に対応している。

なお、理事長、理事及び監事の報酬については、機構のホームページに公開している。


4 保有資産の見直し

保有資産の見直しに関しては、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、指摘を受けた戸塚宿舎については、平成25年9月27日付けで国庫納付を完了している。

平成27年6月23日

独立行政法人環境再生保全機構

監事

野口貴雄 

監事（非常勤）

生田美弥子 